

◎新潟県告示第1131号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、小木港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり指定する。

令和6年10月18日

小木港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

種類	名称	位置	数量及び能力
臨港交通施設	臨港道路羽茂3号線	佐渡市羽茂大橋地内	道路延長 L=172.5m 敷地幅員 W=7~9m 車道幅員 W=6m 構造 アスファルト舗装
係留施設	船揚場	佐渡市羽茂大橋地内	延長 10.1m 水深 3.0m 斜路幅員 39.0m